岩手県労働委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県規則第38号

岩手県労働委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

岩手県労働委員会事務局組織に関する規則(昭和39年岩手県規則第23号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職及び職務)	(職及び職務)
第5条 [略]	第5条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、	3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、
- 同表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、その職務	同表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、その職務
は、同表の右欄に掲げるとおりとする。	は、同表の右欄に掲げるとおりとする。
区分職職務	区分職職務
事務 [略]	事務 [略]
<b>周</b> 課	局 課 <u>主幹</u> 上司の命を受け、課の重要事項
	についての調査、企画及び立案に
	副主幹 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	1

附則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。